

幕末・維新期における土御門家

林 淳

一、幕末の土御門家

近世を通じて土御門家は、堂上公家の半家であったが、平公家であり、一八三石六斗の家禄を与えられていた。土御門家は、陰陽頭を踏襲し、天皇、皇后、親王に仕え、儀式の催される日時を占う日時勘申を行っていた。また天体に異変がある場合には、天皇への天文密奏を行っていた。こうした点は、平安時代以来の陰陽師の職掌をよく継承していたのであり、戦国時代に途絶えたものの、幕府による朝廷復興によつて土御門家の職掌は甦った結果であった。しかし近世の土御門家は、それ以前の陰陽師とは異なる家職の内実を持つこともあった。一つには、近世には四回の改暦が実行されたが、改暦の上奏を天皇に対して行なうことは、土御門家の職掌であった。中世を通じて改暦はなかったから、改暦の上奏は、事実上は近世に始まったと言つてよい^①。そして改暦の上奏のみならず、土御門家は編暦の事業の一端をも担うことになった。もう一つは、諸国にいる陰陽師を配下として支配し、その組織をつくつたことである。近世以前には、土御門家が諸国の陰陽師を編成し、

組織体を形成することはなかった以上、ここに近世陰陽道の最大の特徴を見いだす見解がある^②。

幕末・維新期に土御門家の当主であったのは、土御門晴雄であった。

この時期に晴雄は朝廷に仕えて、日時勘申などを行ない、そして日々「公武の御祈祷」を執り行なつた。元来は朝廷に属しながらも、土御門家は、幕府による將軍朱印状を權威の抛り所にして配下支配を行ない、さらに巳日の祓い、名越の祓いを將軍に捧げてきたことから、朝廷と幕府の双方、「公武」に仕える立場を確保してきた。その起源は、家康と土御門久脩の關係にまで遡り、秀吉によつて京都から追放された久脩を復帰させ、公家昵懇衆として招いた家康の庇護があつたからこそ、近世に陰陽道に生き残る方途が与えられたのであつた^③。

晴雄の行つた天文密奏、吉凶への占いをつぎに検討してみよう。文久元年五月二十八日に晴雄が上奏したものである。

廿六日夜柳宿四度半廿七日夜張宿九度夜々東南座移、凡彗星之出乎和漢不遑枚挙、是皆為兵革喪亡水火地震流疫之徵矣、按旧史古籍至諸儒及方家者流雖其說紛々不同或有応或無徵、元來彗星者火氣挾土上外結体者二而氣候依不整成者也、是全時候之變而所以異星之出現欤、今雖無人紫微垣内不可不畏焉、夫消災致祥不加祭祀除厄保命唯在祈恩也、官議宜有祈禳以致万幸矣、謹所勘申也^④

晴雄は、彗星出現を「兵革喪亡水火地震流疫」の兆候として認めながらも「旧史古籍」を参照しても諸説紛々であることを述べて、「祭祀」を行わずに「祈恩」「祈禳」を行うことを奨めている。天文の異変を報告することが、天文博士が行う天文密奏の基本であり、天文の古籍を参照して天変の意味を読みとるのであるが、晴雄は、そうした解説を「説

紛々」と相対化しつつ、彗星が「紫微垣内」に入らなくとも畏怖すべきだと陳述している。彗星についての天文密奏の他の場合では、「益被加宸慎被崇敬 神明者天星可消散矣⁵⁾」と、天皇による慎みと崇敬を奨めている。つぎに日暈(太陽の周囲に見える光の輪)が出現した折の弘化三年閏五月一日の上奏を見てみよう。

去月十日日暈有之其後度々日暈有之候ニ付吉凶応徴之儀御尋之趣畏承存候、元来日月之暈者天経或問曰空中之氣逼日月之光圍抱成環云々今年者春来天氣沾潤ノ氣ヲ含ミ或照或陰全晴之日少々寒暖モ齊シカラサルノ所為ト存候、全変異吉凶ノ徴象ニアラ寸ト存候、管窺輯要ニ吉凶占考種々有之候得共漢土乱世之時只今太平之御時節ト相違候間の当之儀トモ難申候⁶⁾

日暈の吉凶を尋ねられて、『天経或問』、『管窺輯要』を参照しながらも、「寒暖モ齊シカラサルノ所為」と自然科学的な説明を採用している。中国の書籍に書いていることも、そのまま現在に日本には適用できないことも述べている。

天文ではないが、中院泰顕から、慶応三年に「ええじゃないか」ともにおこった守札の降下について質問されて、晴雄はつぎのように答えていて、興味深い。守札が天から自然に降ることではなく、「全邪法邪行者の所為」であると晴雄は断定している。

守札其余種々之品下降吉凶御尋ニ付言上、
先頃以来世上守札其余種々之品下降仕候趣、右吉凶有無之事可申上之旨謹奉候、中天之間自然生形候而落降候者、凡雨雪雹霰或流星隕石此余降候物も有之候得共、今度者守札或雜物降候趣、元来守札天上有之候品無之、何分於諸社寺祈願仕尊信之族江授與候義者々自天

上猥守札降候道理無之、全邪法邪行之者之所為可有之存候、吉凶之有無者何も無之存候、自然散来候者守札之被納置候御場所江被納置格別御信仰無之方御無難哉ト存候事

慶応三年十一月

晴雄⁷⁾

以上の例からわかることは、天文についての古籍を参照しながらも、自然科学的な見方を採用する時もあり、晴雄は個々の事例にそくして自らの判断を示していることである。天変であれ天から降ってきた守札であり、当時の朝廷では不安と危機の兆候として深刻に受けとめられたはずであり、そのつど土御門家は判断を求められていた。危機感が煽られるたびに、陰陽頭の晴雄の言葉は存在感を増し、傾聴されたことである。

二、慶応三年再触れ

土御門家は、諸国触流しの実施を幕府に請願するように関白と武家伝奏に願いでた。寛政年間にも触流しが実施され、それによって配下拡大に成功したことを踏まえて、再度の触流しを要請したのであった。慶応二年(一八六六)六月三日に、関白二条斉敬から、土御門家へ勅書という形で命が下された。

土御門諸国陰陽道支配之儀者、綸旨朱印を以天下泰平 公武長日御祈禱御用之ため支配之事情処、近来心得違有之、官武諸家中或者修験者寺僧百姓町人之類其外職分有之輩ニ而土御門支配請兼職候事勿論候、方今御時節柄猶更抽丹誠御祈禱修行可有之儀候間、諸国一円急度取調逐吟味弥御祈禱無懈怠可有之勤行旨 関白殿被 命候事

慶応二丙寅年六月三日⁸⁾

ここでは繪旨朱印が持ち出され、陰陽師の支配は、土御門家が公武の御祈禱を継続させるための経済的な手段であるかのように述べられている。土御門家としては、この公武の御祈禱を打ち出すことで、朝廷、幕府からの再触れの許可を得ようとしたのはまちがいない。この勅書は幕府に出されて、幕府では勅書にもとづき再触れを検討し、慶応三年二月二十四日に触流しを実施した。幕府は、つぎのような触れを出した。

陰陽道職業いたし候輩者土御門家支配たるへき儀勿論之處、近年乱雑ニ相成陰陽道猥ニ取行候族も有之様ニ相聞候、以来右体心得違無之土御門家方免許を請支配下知堅相守可執行候、右之通寛政三亥年相触候処近来猶又猥ニ取行候ものも有之哉ニ相聞心得違之事ニ候、右触面之趣遺失無之様再度可被心得候⁹⁾

この再触れでは、繪旨、朱印状ではなく、寛政三年の触れを踏まえた形で、「乱雑」で「猥ニ取行」者が取締りの対象になっている。触流しが出る直前から、土御門家は地方触頭の配下に連絡を取り、触流しにあわせて地域を巡回するように命じている。また触流し後、土御門家は取締り出役を派遣し、陰陽師改めを企てている。地方触頭または取締り出役は、占考を行う紛らわしい宗教者を取締るために巡回を行っていた。

土御門家は積極的に藩寺社方の役人宛に、陰陽道取締について利便を計って欲しいと願っている。触流しがあったことを認知していた役人は、多くの場合は土御門家の願いを聞き入れて、取締りの巡回を容認し、好意的に遇したこともあった。ときには藩寺社方役人、代官所役人が、陰陽師の巡回を後援することすらあったが、他方では秋田藩のように藩内の陰陽道取締を拒否した場合もあった。土御門家が、意図的に藩権力

幕末・維新时期における土御門家（林）

の支配機構を活用しようとした様子が窺える。触れが幕府から藩、代官所に通達された後に、土御門家は藩、代官所へ挨拶を行い、陰陽道取締のための協力を願った。同時に土御門家は、配下の地方触頭・取締り出役に命じて、取締りを行なわせた。寛政三年以降、土御門家は、藩権力に協力を求めながら、取締り出役などの使者を派遣して、配下拡大を押し進めるといふやり方を継続させた¹⁰⁾。

土御門家が、取締り出役を派遣して、直接に配下を把握しようとしたことに対応して、地方の触頭を通さずに直接に土御門家の配下になろうという希望者が増えていった。世間では「陰陽師」になりたくはないが、「土御門家配下」「土御門家門下」にはなりたいという願望をもつ人たちが、確実に広がっていた。

寛政三年の時点では、土御門家の配下支配は、都市問題、風俗統制への対応策として利用可能な制度の一つと幕府によって認識されたと考えられる。陰陽師だけではなく、幕府は、流動的な諸宗教者の人別掌握を試みていた。しかし慶応三年は、開国以来の攘夷派の台頭と緊迫した政治状況のただ中で幕府は、存亡の危機に立たされ、すでに市中宗教者の人別掌握問題などに、関心を寄せる余裕はなかったはずである。また都市問題や風俗統制が、政治的な課題として立ちはだかった時期でもなかった。慶応三年の触れは、あくまで土御門家側の要請を幕府が追認したに過ぎなかった。幕府は、朝廷からの勅書を拒否はできず、受容せねばならない状況にあったはずである。土御門家が言うところの「公武の御祈禱」は、公武合体政権も選択史の一つでありえた時期では、幕府にとっても好ましいものであったと想像をたくましくしてもよいと思われる。

慶応三年の再触れによって、また土御門家が藩権力との交渉上の技術を磨いたことによって、土御門家配下は益々増えたと考えるべきだと思われる。近世の土御門家配下は、正確な人数を挙げることはできないが想像をたくましくすると、幕末において量的に最高値に達したと思われる。

三、明治政府と天文暦道

貞享改暦以降、土御門家は、幕府天文方とともに造暦の一部を担い、奈良の曆陰陽師、伊勢の曆師、丹生の曆陰陽師を支配下に置いた。宝暦改暦で、一時的に編暦の主導権を握った土御門家であったが、寛政改暦、天保改暦では再び、天文方に全面的に主導権を奪われた¹¹⁾。そうした経緯からして、慶応四年一月十五日の王政復古は、土御門家からすれば朝廷勢力の回復であり、編暦権の奪還が期待されていた。王政復古の翌月に、二月一日に土御門家は編暦権を京師に戻すように政府に請願し、認められたのであった。この願書には、つぎのような一節があった。

王政復古 御一新之折柄何卒右流弊相改、如元於当家京師之測量ヲ以推歩執行候様仕度、此段宜御沙汰之程願度存候也¹²⁾

この願書によれば、測量推歩は土御門家の任務であったが、宝暦四年以降は天文方に奪われてしまった。王政復古によって「流弊」を改めて、測量推歩は土御門家にやらせてほしいものであった。久我中納言、万里小路右大弁宰相より即日に土御門家の願いが承認された。この時の決定によって土御門家は、幕府天文方が事実上握っていた編暦権を奪還し、明治三年十二月九日に大学御用掛を罷免になるまで編暦の最高

責任者でありつづけた。この時に土御門家は、編暦と同時に暦を頒布・販売する弘暦者を統括する頒暦権をも掌握した。それまでは編暦権は、幕府天文方が事実上完全に掌握し、頒暦権は、地域ごとの曆師の権限に委ねられる形で分散していたから、土御門家は、王政復古を好機と捉えて、自己の勢力の伸張に利用したことになる。しかし土御門家に編暦を行うほどの能力があるのかどうか、政府のなかでも疑問をもつ人々もいて、しだいに土御門家の実力への疑念が表面化してきた。二年二月二三日に土御門晴雄がすすんで改暦を行いたいと申し出て、政府より許可を得たにもかかわらず、実行することはできなかった。土御門家には改暦を実施するだけの準備や能力が不足していたと思われる。

三年二月十日に天文暦学は大学の管轄となり、天文暦道局が設立された。この時点で従来天文暦学を勤めてきた土御門家は、天文暦道局に入るのか、あるいは罷免されるのかは明確ではなかった様である。四月に大学が、土御門家に歳給金を下付するように弁官に伺いを出した¹³⁾。四月十八日にそれを受けて弁官は、大蔵省に問い合わせをして、評議を願った。その間に大学の方では、四月十五日に土御門家に来年の暦原本を出すように求め、同月十九日に弘暦者以外の造暦を禁止するように弁官に上申した。ここで見る限り、大学が積極的に土御門家の採用を前提にして、弁官に伺いを出していたことがわかる。五月十五日には弁官は、歳給金についての大学伺を承認し、それを受けて正式に大学は弁官に天文暦道御用掛の拜命を伺った¹⁴⁾。

土御門家が、三十一名に対する歳給金を弁官に請求したことが、政府内部では問題になったようである。四月二十八日の大蔵省は、弁官の問合わせに対して、つぎのように回答した。

曆造局今般大学所属ニ被仰付同校ニ於テハ右掛人員減ノ見込ニ候差
向人物賢否モ不相分由ニテ歳給別紙ノ通御渡方ノ儀願出候旨御掛合
ノ趣致一覽候処従前ノ歳給ヨリ増方ニ相成候ヘトモ右様賢否モ不相
分当分是迄ノ通差置候上ハ歳給ノミ相増候ニモ及申間敷尤御手当向
辛ク致シ置候テハ税金御收納等ノ響ニモ可相成トノ趣ニ相聞候ヘト
モ御一新ノ際右様ノ儀ハ有之間敷筈ニ付追テ改革致候上ハ格別歳給
ノ儀ハ先ツ是迄ノ通居置管轄向其外諸入費等可遣弘廉ハ別段御渡稅
金ノ分ハ都テ上納ノ積尤諸入費ノ儀ハ兩三箇月モ見様シ定額金高為
取極候方可然ト存候間右ノ趣ヲ以テ大学へ御達相成候様致度此段及
御答候也¹⁵

大蔵省としては、大学での天文曆道御用掛における人員削減を期待し
ていたが、そうはならなかった。そればかりか土御門家が御用掛に据え
た人員は「賢否不分明」な者であり、土御門家は歳給増加を申し入れて
きた。大蔵省は、土御門家の申出を不快に思いつつ、冥加金収納の影響
のことなどを勘案し、土御門家の請求を容認した。しかし大蔵省は、土
御門家が編曆権を掌握している事態をあるべきことではない異常時と認
識しており、改革までの臨時処置と述べている。ここでは人員削減と土
御門が抱えている「賢否不分明」な人材の排除が、大蔵省が期待する改
革プランであったことが窺える。事実六月二日には、内田五観、小林六
蔵、渋川敬典など旧幕時代の天文方で活躍した人材が、天文曆道局に復
活し、御用掛を命ぜられた。八月七日には、京都の土御門家のところに
置かれていた天文曆道局が、東京に移設され、八月二十五日に星学局と
改称された¹⁶。内田が星学局督務となり、外に六名が取締となった。形式
的には京都の土御門家に星学局京都出張所が置かれたが、それも閏十月

幕末・維新时期における土御門家（林）

二十七日には廃止され、閉鎖された¹⁷。十一月五日には、大学は内田五観
に曆術熟達者十名を精選するように命じている。十二月九日には土御門
和丸が、大学御用掛を罷免されて、編曆の任から外された。内田が精選
したのは、小林六蔵、渋川敬典、皆川亀一、伊藤龍之助、福田理軒、日
和佐良平、古山誠、稲川秀五郎の八人であった¹⁸。ちなみに、その後五年
太陽曆改曆を実施したのは、内田を中心とした曆学者の集団であった。
政府が内田らを採用した時に、太陽曆改曆の方針を固めていたと思われ
る。

政府内部では弁官、神祇官、大蔵省と部署が異なりながらも、三年に
天文曆道が大学管轄になる時点で、土御門家の権限は消滅するものと認
識している点では共通している。政府内部では、遅くとも二年八月頃に
は土御門家罷免で合意ができあがっていたと見てよいであろう。一方で
神祇官は、戸籍編入の点からも陰陽師の苗字帯刀をあつてはならぬと判
断しており、他方で大蔵省は、土御門家下の曆学者の質に疑問を抱い
ており、人員削減策を練っていた。二年十月六日に土御門晴雄が死去し
たことが¹⁹、土御門家罷免をさらに押し進める契機となったと想定するこ
とができる。

つぎに土御門家の頒曆権についても、言及しておきたい。近世には土
御門家は、曆師の一部を支配していたが、元年七月九日以降は頒曆権を
認められて、すべての弘曆者を支配することができるようになった。近
世で土御門家支配にあった曆師は、そのまま活動を認められていた。た
えば三年六月に度会県からの要望が出された時には、「従来より土御
門許可を得ているので許可する」という理由が付けられていた²⁰。それと
は異なる例として江戸の曆問屋は、土御門家支配とは無関係に営業活動

を行ってきたが、二年八月にはついに土御門家の許可を願わなくてはならなかった。

三年十二月九日に土御門は罷免されて、編曆事業から外されたのと同じ時に弘曆者支配の権限を失った。十一月に大学が、弘曆者の統率する役を降谷明晴、菊沢藤造に申しつきたいと伺いを出したのは、土御門家の罷免を予期した上での行動であった。星学局の内田らは、弘曆者を全面的に廃止して、頒曆を府藩県庁に任せろべきだという見解を強くもつていたようである。翌四年二月十日の大学伺には、そうした内田らの見解が反映した。しかし頒曆事業から弘曆者を排除して、地方官に任せることは、現実には実行不能であったようである。その理由としては、以下の点が考えられる。第一に、弘曆者が既存の利益を守ろうとして、組織を作り始めたこと。第二に、政府としても、違法な曆出版を抑制するために弘曆者の組織を利用した方が有利であったこと。第三に、弘曆者からの上納金が、政府の財政にとって不可欠なものであったこと、などを挙げる事ができよう。すぐに二月十日大学伺は撤回されて、三月の大学伺では弘曆者が認められた²¹⁾。

弘曆者は商社を名乗り、五年三月二四日には文部省の許可を得て頒曆組織を作り上げ²²⁾、しばらくは頒曆を独占し続けた。土御門家が罷免されたことよって、頒曆は、直接に弘曆者の組織に全面的に委ねられた。編曆事業と頒曆事業をつないでいた土御門家の失脚は、編曆事業と頒曆事業への分割という事態をもたらした。十六年からは頒曆は神宮司庁が担当し、二十二年からは編曆は東京大学附属の東京天文台が担当し、敗戦時まで頒曆と編曆との分業体制が機能していた。

四、天社神道廃止の検討

なぜ明治三年閏十月下旬に政府は、天社神道禁止を布告したのであるうか。同年閏十月二七日には政府は、京都星学局出張所を廃止し、十二月九日に土御門家を大学の御用掛から罷免しており、天社神道禁止の布告は、ちょうどこの時期に出されている。これは、偶然とは言い難く、編曆事業から土御門家が排除された時に、土御門家が保有していた様々な権限が同時に奪われたと考えるべきである。弘曆者のなかには、近世以来の土御門の配下となっていた奈良、丹生の曆陰陽師、伊勢の曆師などが加わっていたが、天社神道禁止の布告は、旧幕時代より配下であったそうした弘曆者を土御門家から切り離す結果になった。

元年以降、編曆権と頒曆権を握った土御門家は、維新後の生き残りにかけて天文曆学に打ち込んでいったと思われる。政府としても土御門家に天文曆学を委託している以上、土御門家の保有していたそれ以外の諸権限を否定できなかったのではなからうか。ところが大学の中に星学局が設置され、幕府天文方で活躍していた内田五観などの実績のある天文曆学者が採用され、編曆の担い手の目途がついたところで、土御門家の諸権限がごとく奪取されたのであった。他にも、土御門家が主宰する朝廷儀式である朔旦冬至が廃止されたのも三年閏十月のことであり、天社神道禁止令と同じ時期であった。以上のような経緯を振り返ると、編曆事業が政府のもとでの土御門家の諸権限を死守する生命線であったことが、結果的に見て取れる。編曆事業から土御門家を外しても、次年以降の編曆に支障がないと政府が判断して、天社神道廃止令が出された

のであろう。つぎに法令の文言を検討することにしよう。

従来天社神道門人ト唱へ土御門家免許ヲ受候者共、両刀ヲ帶シ絵符ヲ建宿駅通行之由甚以無謂事ニ付、自今右等之所業被差止候ニ付殿重可申達、尚今後門人免許一切被禁候旨今般土御門家和丸江御沙汰相成候条府藩泉ニ而此旨相心得管内取締可致事

庚午閏十月

太政官⁽²⁾

この法令では、帯刀、絵符を立てての宿駅通行が問題視されており、門人免許廃止の理由になっている。土御門家配下の取締出役が、帯刀をし、星象をかたどった御用提灯を手にして、「京都土御門正二位殿御用」という絵符を立てて荷物を送る光景が、おそらく珍しくはなかったらしい。とくに寛政三年、慶応三年の再触れ以降、土御門家の取締出役が、陰陽師改めを行うために諸国に派遣されたときには、帯刀、絵符を立てて威厳を示したが、目立つ存在であったと思われる。僧侶、神職、山伏、虚無僧、盲僧とは異なって、近世の陰陽師は装束などの外形的な特徴をもって、それとは認識される存在ではなかった。近世には古い(占考)を行う者は、土御門家配下になるべきだという土御門家の主張があったから、一定の装束はなかったようである。取締出役の振舞いが、陰陽師の典型のように見做されたのも、そうした陰陽師のあり方から来ているのではないか。元年以降、広く帯刀の禁止を命じて、旧幕時代の権威の象徴として帯刀が廃止対象になっていた。

教部省が、六年一月に元陰陽師を教導職に入れようとしたが、左院の反対で認められなかった。山伏は真言宗、天台宗の僧侶に組み込まれ、教導職に加わり、かろうじて生き残ったことと比較すると、教導職加入に拒絶された時点で、平安時代に成立した陰陽道の命運は絶たれたので

幕末・維新时期における土御門家(林)

ある。朝廷と幕府の双方につながって長く生きながらえた陰陽師は、明治政府の政策のもとで歴史の舞台から退くことになった。

五、明治維新と三河万歳

万歳師は、田畑を持った農民であり、農閑期に万歳に出かけた。小坂井村・宿村、両別所村、上町村森下の集落には、土御門家江戸役所から任命された組頭がそれぞれにいて、他の万歳師を統率していた。組頭が、貢納料を集金して、土御門家江戸役所に届ける役をはたし、同時に万歳の職札を受け渡す仲介をはたしていた。三河万歳師支配の体制は、宝暦・明和年間に確立し、幕末までほぼ継続した。

小坂井村は、三河万歳の発祥の地ではあったと考えられる。前述のように万歳師だけではなく、隣の宿村には神楽師も居住していた⁽²⁾。長く土御門家とのつながりがあっただけに、明治三年の天社神道廃止の通達⁽²⁾は、両村の芸能者にとって衝撃であった。豊橋藩廳から天社神道廃止を伝えられた小坂井村・宿村の万歳師は、明治三年十二月二十六日に土御門家に対して、従来どおりの万歳の営業が継続できるように豊橋藩地方官に働きかけてほしいと願い出た。以下、史料を紹介しよう。

乍恐以書附奉歎願候口上

一、今般就 御一新去閏十月從 朝廷被 仰出候御趣意之次第豊橋藩廳方当月十九日被 仰付候、依之別紙ニ奉言上候通り必至極難渋仕候ニ付何卒 御殿之御慈悲ヲ以御計意之程偏ニ奉願上候、万一御配下と相唱候義差企候義ニ至り候ハ、従来之御因縁ヲ以御出入成共御許容之段奉歎願候、当今之形勢如何ニ成行候共、従来蒙御恩沢

候義ニ候間、為御冥加定例之獻納者仕度ニ同奉願上候、願之通御聞
濟被成下置候ハ、一統難有仕合奉存候、以上、

明治三年午十二月廿六日

山内作太夫

山内勘太夫

森下龜太夫

森下若太夫

山内龜太夫

土御門家殿

御役所

御役人中様

御中

乍恐 大急便ヲ以一筆令呈上候、時候共寒之砌ニ御座候処 御上様
益御機嫌克被遊御座恐悅至極ニ奉賀上候、次ニ皆之御役人中様御安
静御勤役被成御座是又珍重ニ奉存候、然者今般 御一新ニ付諸萬御
变革之折柄候処、去ル閏十月從 朝廷被 仰出候御趣意之次第大神
樂職榊原元志摩方へ御沙汰ニ相成候義奉畏候、然処私共義ハ万歳職
ニ而東京御役所へ御免許頂戴罷在候ニ付御沙汰も有御座哉と御下知
奉待候処、此頃東京下り出立前豊橋藩廳を村役人同道ニ而可罷出候
旨御達有之当月十九日則罷出候処官服者勿論兩帶刀並配札万歳師例
年正月二日山内勘太夫正月十五日山内作太夫当藩知事始メ城内藩中
不残年始御祝義相勤来り候得共当今般被禁候と被申渡候、其外他藩
例年相勤来り候処此度被禁候上者何分必至ニ当惑仕候ニ付地方藩廳

へ頻ニ奉歎願候処、羽織袴ニ而管内ハ不苦候得共藩中ハ被禁候との
御事ニ候、藩中不相成候而者、其響相移り自然と農民ニ至迄同様ニ
成行職業渡世相宮候義も難出来難洩至極猶又東京下り之者共も地方
官届濟ニ不相成候而者発足も不相叶今日ニ至り進退ニ道ヲ失ひ涙咽
ニ罷過候、雖然從來蒙御撫育候御本寮之義何卒永々御恩沢不致忘却
御引立ニ相成候様幾重ニも奉歎願候、私共義ハ兼而御本寮之御記録
ニも可有御座候通、天和貞享之頃も今年至ル迄 御殿之奉仰御威光
無差支職業渡世相勤参り候義ハ偏ニ難有仕合奉存候処、不計前文ニ
奉申上候通り東京下りも差支藩中配札も差支最早必至と差迫り候間
不得止事、乍恐此段書物ヲ以奉歎願候、憐不便と被思召、此状着
早々大急便ヲ以豊橋地方官へ万歳師之義ハ例年之通り相勤り候様御
頼之御状奉願上候、此義御差企之義も御座候ハ、私共名当ニ而も
宜敷御座候間、万歳師義不相替先例通広相勤不苦候様御下知之御状
被下置候様奉願上候、尤此義ニ付同国岡崎藩管内別所村分ハ兼而御
殿江奉歎願御状被下置候ニ付、其旨岡崎藩廳へ致出願候処、則岡崎
藩廳も東京へ御問合民部官御届濟ニ而罷下り候様風ニ承り候、私共
義も右等ニ准し何卒豊橋藩廳御聞濟ニ相成候様格別之御慈悲ヲ以御
計意之段奉願上候、何分彼是日延ニ相成候間猶又心痛仕候、右願之
通御許容被成下置候御返書御下知奉待候、先者不取放御願而已如斯
御座候

明治三年午十二月廿六日

恐惧謹言

三州宝飯郡小坂井宿村

万歳師 山内作太夫 印

山内勤太夫 印

西尾亀太夫 印

西尾若太夫 印

山内龜太夫 印

土御門家殿

御役所

御役人中⁽²⁶⁾

史料傍線部にあるように小坂井村・宿村の万歳師は、東京府への万歳出立前の十二月十九日に豊橋藩廳から呼び出され、村役人付添いで藩廳に行った。そこにおいて万歳師による官服・両帯刀・配札が禁止になったこと、藩中の年始万歳も禁止となり、他藩への万歳も禁止になったと聞かされた。万歳師が藩廳に歎願すると、羽織袴姿での管内の活動はよいが、藩中は許されないと命ぜられた。たとえ管内の万歳が認められたとしても、藩中禁止となれば、その影響が管内の農民にまで広がるに違いないことが述べられている。こうした危機に対処するために小坂井村・宿村の万歳師は、土御門家に対して豊橋藩廳宛てに至急書状を書いて、これまでどおりの営業が可能になるように頼んでほしいと願っている。別所万歳師が土御門家に岡崎藩廳への働きかけを要望し、その結果岡崎藩廳が民部官への問合わせ、民部官が受理したという風聞が記されている。小坂井万歳師も、それに準じた働きかけを土御門家に依頼したことになる。

しかし天社神道廃止の太政官布告以降では、もはや土御門家としても為す術はなかったようである。土御門家は、翌年の三月二十日付の書状のなかで小坂井万歳師に、「只今御当方申立候儀難相成候間、其廳方

幕末・維新时期における土御門家（林）

之御達を堅く相守り神妙の心得專要二候」と回答している⁽²⁷⁾。小坂井村・宿村では多くの万歳師は、土御門家へ全面的に依存していただけに、この返答を見て落胆したことであろう。この時期に多くの万歳師は、廃業を決意した模様である。

明治期の小坂井村・宿村の史料を見ると、明治九年十二月に戸長を通じて愛知県令宛てに万歳廻勤願が二通出され、県令から廻勤が認められてはいたが、それ以降の万歳に関わる史料は存在しない。この直後に小坂井万歳は終焉を迎えたと考えられる。

注

- (1) 渡辺敏夫『日本の暦（復刻版）』（雄山閣、一九九三年）三二〜三四頁。
- (2) 林淳『近世陰陽道の研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）七五頁。
- (3) 同上、五九頁。
- (4) 『土御門家譜』（東大史料編纂所蔵）。
- (5) 『土御門晴栄家記乾』（東大史料編纂所蔵）。
- (6) 同上。
- (7) 注(4)と同じ。
- (8) 『諸国御支配御日記慶応三年』（宮内庁書寮部蔵）。
- (9) 同上、三月十日条。
- (10) 注(2)と同じ、三一九頁。
- (11) 林淳『天文方と陰陽道』（山川出版社、二〇〇六年）七九〜八〇頁。
- (12) 『法規分類大全』第二卷、一頁。
- (13) 同上、十四頁。
- (14) 『太政類典』二。
- (15) 注(12)と同じ、十五頁。
- (16) 『太政類典』十九、三〇。
- (17) 注(12)と同じ、十九頁。
- (18) 『拜命之記』（東京天文台蔵）。

- (19) 『土御門晴栄家記』（東大史料編纂所蔵）。
- (20) 注(12)と同じ、十三頁。
- (21) 同上、二十六頁。
- (22) 同上、四十一頁。
- (23) 『明治天皇紀』二卷、三年閏十月条に「是の月 朔旦冬至慶賀の儀式を廃す、朔旦冬至を嘉節として賀儀を行ふは、奈良朝以来陰陽家の提撕せるものにして唐土の風習を摸せるに外ならず、固より我が古礼にあらざるを以てなり」とある。
- (24) 『公文録』三九五。
- (25) 『小坂井町史』（一九七六年）、六一九〜六二六頁。
- (26) 小坂井町鈴木家文書。
- (27) 小坂井町鈴木家文書。